

2024年4月17日

株主各位

東京都千代田区麹町3-3-4 KDX 麹町ビル5F

株式会社 Yottavias

代表取締役 高岡 悦幸

## (訂正) 第11期 定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

当社は、2024年4月8日に公表いたしました「第11期 定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記の通り訂正をお知らせいたします。

### 記

1 【訂正第11回定時株主総会招集ご通知の公表理由】

2024年4月8日付で公表いたしました、第11回定時株主総会招集ご通知の記載事項のうち、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の一部を訂正するため、訂正第11回定時株主総会招集ご通知を公表するものであります。

2 【訂正事項】

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類  
第6号議案 取締役報酬限度額の件

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類  
第8号議案 会計監査人選任の件

3 【訂正事項】 訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 第6号議案 取締役報酬限度額の件（監査等委員会である取締役を除く）

<訂正前>

当社の取締役の報酬等の額は、2023年4月28日開催の定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

<訂正後>

当社の取締役の報酬等の額は、2023年4月28日開催の定時株主総会において年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当と判断しております。

現在の取締役は3名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第8号議案 会計監査人選任の件

<訂正前>

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当初は監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査役による決定にも続き、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお監査役がOAG監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

<訂正後>

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当初は監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査役による決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

なお監査役がOAG監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、適任と判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

以上